2021.10 月号 第425号

月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター
〒573-0032 枚方市岡東町12番3－202号
ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX072・844・2433

困ったらご相談を！

＜相談受付＞ ☎ 072・844・2431
午前9時30分～午後4時30分（土・日・祝日、年末年始除く）

枚方市立消費生活センターへのご相談については、電話予約制です。

１８歳から大人になります!!

日本での成年年齢は民法で定められています。民法改正により**令和4年（2022年）4月1日**から成年年齢が20歳から18歳に変わります。

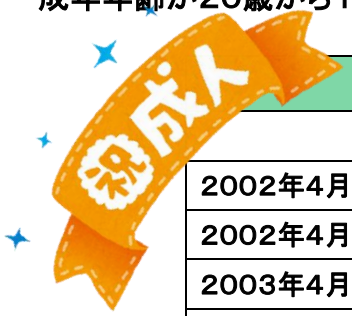

現在、未成年の方の新成人になる日

生年月日	新成人になる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20 歳の誕生日	20 歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19 歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18 歳
2004年4月2日以降生まれ	18 歳の誕生日	18 歳

親の同意がなくても一人で契約ができるようになります

成年になれば、親権者の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約が出来るようになります。未成年者が契約する時は、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができます【未成年者取消権】。

成年になるとこの【未成年者取消権】は行使できなくなり、**契約を結ぶかどうかを決めるのも自分、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。**

成年に達すると何が変わるの？

裏面へ続く→

＊「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

その契約が必要かどうかよく検討しましょう

成年に達して一人で契約する際に注意することは？

携帯電話を購入する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードを作る、高額な商品を購入した時ローンを組む、これらはすべて契約行為です。成人になりたての方は契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま安易に契約を結んでしまう傾向にあります。

成人になり【未成年者取消権】が適用されなくなった途端、**言葉巧みに強引な勧誘をする悪質な業者もいます。**

消費者トラブルのリスクを避けるためには、契約に関する知識を学び、さまざまなルールを知った上で、その契約が自分にとって本当に必要なものかどうか、冷静に判断する力を身に付けることが大切です。

消費者トラブルで困った時は消費生活センターへ

契約によっては取消しや解約ができる場合があります。契約後でも疑問に思ったり、困ったり、不安に感じた時には一人で抱え込まず、早めに消費生活センターにご相談ください。

●消費者教育講演会

「甘いバナナの苦い現実」
フェアトレード（公正取引）やエシカル消費（倫理的消費）について学びます。

日　時：**令和３年 11 月 26 日（金）　14：00～16：00**
場　所：サンプラザ生涯学習市民センター　視聴覚室
　　（ひらかたサンプラザ３号館５階）
講　師：立教大学　異文化コミュニケーション学部
　　教授　石井正子氏
対　象：市内在住・在職・在学の方
参加費：**無料**
定　員：40 人（事前申し込み制、先着順）
手話/保育（１歳以上の未就学児）：
　いずれも 11 月８日（月）までに要予約
申　込：11 月１日（月）10：00 から
電話または FAX で受付　（072・844・2433）

●石けんキャンペーン　＆廃油回収（食用）予定

【10 月】
日時：10 月 19 日（火）10：30～12:00
場所：牧野生涯学習市民センター
【11 月】
日時：11 月 16 日（火）10：30～12:00
場所：南部生涯学習市民センター

※家庭用食用油のみ回収。
※容器はお持ち帰りいただきます。

【センターからのお願い】

新型コロナウイルス感染症に対する利用者の皆様の安全確保の観点から、当面の間、当センターへのご相談については、電話予約優先とさせていただいております。
ご不便をおかけしますが、まずはお電話（相談専用ダイヤル０７２－８４４－２４３１）にて、ご連絡下さいますよう、ご理解・ご協力をお願い致します。

※『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号（１８８）で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口を　ご案内することにより、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。